

**小林市上下水道課職員収賄等事件
再発防止検討結果報告書**

**令和7年8月
小林市**

目次

1. はじめに.....	1
2. 有罪判決となった事件の概要.....	2
(1) 事件発覚からの経過概要.....	2
(2) 架空の修繕工事が行われた時期の組織及び元職員Aの経歴.....	4
(3) 逮捕、起訴の対象となった架空の修繕工事の概要.....	4
(4) 裁判で認定された事実.....	4
(5) 判決内容及びその理由.....	5
3. 本市の独自調査で判明した元職員Aによる収賄等事件の概要.....	5
(1)調査方法.....	5
(1)-1 上下水道課による過去の契約・支払に関する書類の精査.....	5
(1)-2 元代表取締役への聞き取り調査及び示談締結.....	6
(1)-3 関係書類の確認及び関係職員の聞き取り.....	6
(2)架空の修繕工事一覧.....	7
4. 事件の背景・課題等.....	8
(1) 元職員A個人の資質に関するもの.....	8
(2) 元職員Aが架空の修繕工事を行うに至った経緯.....	8
(3) 組織的・制度的背景.....	9
(4) 本件における課題まとめ.....	10
(4)-1 人事・組織面.....	10
(4)-2 契約事務.....	10
5. 再発防止に向けた取り組み.....	12
(1) 上下水道課における取組.....	12
(1)-1 現状調査.....	12
(1)-2 検収・検査行為の見直し.....	12
(1)-3 業務情報の共有.....	13
(2) 全庁的な取組.....	13
(2)-1 緊急的な措置.....	13
(2)-2 コンプライアンスの徹底.....	14
(2)-3 人事・組織マネジメントの強化.....	14
(2)-4 契約事務に係るチェックの強化.....	15
6. おわりに.....	16

1. はじめに

市職員は、市民全体の奉仕者として公共の福祉の実現のために勤務し、法令の規定に従って服務し、全力を挙げて職務に専念しなければなりません。

市政を円滑に運営するには、市役所に対する市民の皆さまからの信頼が大前提であり、本市においても信頼される市役所であるため、これまで、職員の服務規律の確保に努めてまいりました。また、平成26年4月には、小林市職員倫理規程（平成26年小林市訓令第5号）を制定し、職員一人ひとりが公務員倫理を遵守し、行動することにより、信頼される職員となり、信頼される市役所となるよう日々の業務に当たってまいりました。

しかしながら、令和6年9月に本市上下水道局上下水道課の元職員が、加重収賄、虚偽有印公文書作成・同行使、詐欺の容疑で逮捕及び起訴され、令和7年3月に有罪判決を受ける事件が発生しました。このような事件は、絶対にあってはならないことであり、市民の皆さまの信頼を大きく裏切る結果となってしまいました。また、この事件によって、これまでの本市の取組では、職員にコンプライアンス意識が徹底できていなかったこと、人事・組織マネジメントの課題があることが明らかになりました。

本市では、二度とこのような事件が発生しないよう、捜査機関による捜査、公判及び市の内部調査によって明らかになった事実を検証し、不正事案に至った背景・課題を把握するとともに、再発防止に向けた改善策を検討するため、小林市上下水道課職員不正事案検証等委員会を設置したところであり、本報告書は当委員会による検証等の結果をまとめたものです。

今回、明らかになった事件の背景や課題に真摯に向き合い、今後は、本報告書の再発防止策に基づき、不正事案を二度と起こさないよう、職員のコンプライアンス意識の確保と事務執行の適正化を積極的に進め、全職員が一丸となって信頼回復に取り組んでまいります。

令和7年8月 小林市長 宮原 義久

2. 有罪判決となった事件の概要

(1) 事件発覚からの経過概要

令和6年度

月日	内容
7月13日	市は、宮崎県警察本部（以下「宮崎県警」という。）から任意での市上下水道局の資料提供を求められ、その後、上下水道課の主幹で工務グループリーダーである職員A（身分、役職は当時。以下「元職員A」という。）及び関係職員が、任意の事情聴取を受けた。
8月9日	上下水道課長が、小林警察署長へ被害届（詐欺被害）を提出した。
9月5日	元職員Aが、加重収賄、虚偽有印公文書作成・同行使、詐欺の容疑で逮捕された。 同日、野尻地区内の水道事業者（以下「B社」という。）の代表取締役（以下「元代表取締役」という。）が、贈賄と詐欺の容疑で逮捕された。
	上下水道局が、宮崎県警から家宅捜索を受け、上下水道課の関係書類を押収された。
9月6日	市は、市議会全員協議会で元職員Aの逮捕について報告した。
	市は、元職員Aの逮捕について記者会見を実施した。
9月26日	元職員A及び元代表取締役が起訴された。
9月27日	市は、市議会全員協議会で元職員Aの起訴について報告した。
10月1日	市議会の9月定例会において、令和5年度小林市水道事業会計決算が継続審査となった。
10月9日	上下水道局は、野尻町管水道工事業協同組合と、その組合員9社に対し、内部調査（書類提出及び聞き取り調査）への協力を要請した。
10月17日 ～12月10日	元職員Aとの接見について、宮崎地方検察庁から総務課職員2名のみが許可された。4回の接見において、元職員A本人から起訴事実間違いはないという申立を受けた（申立書の提出は、12月10日）。 ※接見日：11月6日、同22日、12月4日、同10日
10月22日	上下水道局は、元代表取締役（元代表取締役の代理人弁護士が同席）と面会し、全容解明への協力を要請した。
12月17日	元職員Aからの申立書及び内部調査の結果に基づき、元職員Aの分限懲戒審査委員会を開催し、同職員を懲戒免職処分とすることを決し、市長へその旨を報告した。

月日	内容
12月19日	市は、元職員Aを懲戒免職処分とした。 市は、B社と元代表取締役との3者で、B社が市の損害金の全額を賠償する旨の示談書を締結し、同日のうちにB社から損害賠償金の全額を受領した。
12月20日	市は、市議会全員協議会で、元職員Aの懲戒免職処分とB社らとの示談書の締結について報告した。
12月25日	初公判で、元職員A及び元代表取締役は、起訴事実を認めた。
1月15日	市議会の1月臨時会において、令和5年度小林市水道事業会計決算が不認定となった。
2月20日	第2回公判で、検察は、元職員Aに懲役3年、元代表取締役に懲役2年を求刑した。両者の代理人弁護士は、執行猶予付きの判決を求めた。
3月12日	元職員Aに懲役3年（執行猶予5年）、元代表取締役に懲役2年（執行猶予4年）の有罪判決が言い渡された。 市は、市議会議長へ、元職員A及び元代表取締役に言い渡された判決内容を報告した。
3月27日	元職員A及び元代表取締役から判決に対する不服申し立て（控訴）がなかったことから、両者の刑が確定した。
3月28日	宮崎県警から家宅捜索等で押収された関係書類が、市へ返却された。

令和7年度

6月5日	市は、元職員Aの架空の修繕工事に関する関係職員及び上下水道局長の第1回分限懲戒審査委員会を開催した。
6月12日	市は、元職員Aの架空の修繕工事に関する関係職員及び上下水道局長の第2回分限懲戒審査委員会を開催した。
6月16日	市は、第1回小林市上下水道課職員不正事案検証等委員会を開催した。
6月19日	市は、第2回小林市上下水道課職員不正事案検証等委員会を開催した。
6月23日	市は、市議会全員協議会で、関係職員の処分について報告した。
6月25日	市は、6月議会定例会において、市長及び副市長の給料を減額するための関係議案を提案し、可決された。 市は、6月議会定例会において、令和5年度小林市水道事業会計決算不認定に係る措置について報告した。

(2) 架空の修繕工事が行われた時期の組織及び元職員 A の経歴

平成 22 年 3 月に、小林市と旧野尻町が合併し、当時の水道局水道課内に経営グループ、工務グループ、下水道グループ及び野尻水道グループが置かれ、野尻水道グループの職員は、野尻庁舎内に勤務していた。当時の野尻水道グループは、土木技師が 2 人体制であったが、その後、野尻地区の簡易水道統合事業の完了を受けて、平成 30 年度から土木技師は 1 人体制となった。元職員 A は、令和元年度から野尻水道グループに土木技師として配置された。

水道局は、令和 2 年度から下水道事業を統合し、上下水道局と名称を改めた。

なお、元職員 A は、平成 4 年 4 月に旧小林市に土木技師として採用され、平成 22 年度に主幹に昇格した。その後、令和元年度から水道局（令和 2 年度から上下水道局）水道課（令和 2 年度から上下水道課）野尻水道グループに配属となった。

(3) 逮捕、起訴の対象となった架空の修繕工事の概要

元職員 A は、令和 6 年 6 月 6 日に架空の修繕工事を計画し、上下水道局から工事代金支払に向けて手続きを行うことについて、元代表取締役と合意し、同月 7 日に「令和 6 年度 上水道事業 配水管修繕（陣原地区）」という架空の修繕工事を 29 万円（税込）で設計し、早急な対応が見込めるという理由で、B 社を選定し 6 月 11 日に上下水道課長に決裁をさせた。結託していた元代表取締役は、B 社名義の内容虚偽である 26 万 1,920 円（税抜）の見積書を市に提出し、上下水道課長は、当該見積書に不審な点が見受けられなかったことから、同月 13 日に B 社への事業発注を決定した。

その後、元職員 A は、B 社名義の内容虚偽である請求書を上水道経営グループの庶務担当職員に渡し、公金の支払手続きをさせ、上下水道課長の決裁後、同月 20 日に B 社の口座へ 28 万 8,112 円（税込）を振り込ませた。

一方で、元職員 A は、令和 6 年 6 月 7 日に、元代表取締役に現金 21 万 7,832 円を自分に手渡すように指示し、元代表取締役は、B 社の役員が金融機関で引き出した現金を受け取り、元職員 A に現金 21 万 7,832 円を手渡した。

(4) 裁判で認定された事実

裁判（宮崎地方裁判所 令和 6 年（わ）第 1 5 5 号）において、以下の点が事実として認定された。

- 元職員Aは、令和6年度当時、上水道工務グループのグループリーダーとして、グループ内の指導調整や分掌事務の進行管理を行う立場にありながら、自ら架空の修繕工事を計画し、元代表取締役へ連絡して市上下水道局から公金をだまし取るための手続きを行うことで合意し、B社を有利かつ便宜な取り計らいをする賄賂として現金21万7,832円を受け取った。
- 本件に絡んで、陣原地区での修繕工事を実施したように装い、予算執行伺書や随意契約協議書など内容虚偽の有印公文書を作成し、上下水道課長に決裁を求め、支払う旨決定させ、さらに庶務担当職員に、実際には行っていない修繕工事の内容虚偽の請求書を渡し、支出命令書を作成させ、上下水道課長に決裁をさせ、B社名義の口座に28万8,112円を振り込ませた。

(5) 判決内容及びその理由

懲役3年、 執行猶予5年、 追徴21万7,832円

- 今回の元職員Aによる行為は、公務員として職務上の立場を利用し、巧妙な手口で市から公金を詐取した悪質な犯行である。
- 市役所の社会的信頼を大きく損なった。子の学費や遊興費を賄ったなどと供述するが、動機に汲むべき余地はない。
- 元代表取締役が市に弁済した329万5,467円のうち295万8,461円を元職員Aが負担したこと、元職員Aに前科がなく、事実を認めて反省の態度を示し、家族や友人が監督を誓約したこと等を考慮して、執行を猶予することとした。

3. 本市の独自調査で判明した元職員Aによる収賄等事件の概要

元職員Aが逮捕、起訴された事件に関して調査を行った結果、当該事件を含め、令和4年度から令和6年度までの3年間に於いて計16件、金額にして329万467円の架空の修繕工事が発覚した。

発覚した金額については、小林市とB社と元代表取締役との3者で令和6年12月19日に示談書を取り交わし、同日に全額弁済されている。

(1) 調査方法

(1)-1 上下水道課による過去の契約・支払に関する書類の精査

- ① 上下水道課において令和元年度から令和6年度6月までに野尻地区の水道事業者9社が受注した水道関係の委託業務、工事及び修繕工事について、市の財務会計システムからデータを抽出し、業者ごとの一覧表を作成した。

- ② ①のうち、30万円未満の修繕工事で、市の財務会計システム及び上下水道課の公営企業会計システム・水道料金システム、そのほか上下水道課が所管する各種システムの記録や写真等で施工確認ができないものが82件あったため、その施工業者（野尻町管水道工事業協同組合及びB社を含む組合員9社。ただし、そのうち2社は施工実績は無かった。）に対して、令和6年10月9日に内部調査（書類提出及び聞き取り調査）への協力を依頼し、施工実績のなかった2社については、同日に聞き取り調査を実施した。
- ③ B社及び施工実績のなかった2社を除く6社については、令和6年10月15日から同年11月1日までに、書類の提出を受け、上下水道課による聞き取りを実施し、その結果、架空の修繕工事は確認されず、元職員A及び他の職員から架空の修繕工事の話や依頼を受けた形跡はなかったため、B社以外は不正はないという結論に至った。

(1)-2 元代表取締役への聞き取り調査及び示談締結

- ① 元代表取締役の代理人弁護士同席の上で、元代表取締役の聞き取り調査を行った。その後、B社が受注業者となっている業務のうち、完成写真等の確認ができない修繕工事の一覧を作成し、元代表取締役との面談や現場確認及び電話での聞き取りを行い、B社の持つ完成写真等の再提出を受けた上で、修繕工事が行われなかった随意契約の一覧を作成した。
- ② ①の調査の結果、作成した架空の修繕工事の一覧について、元職員Aに面会の上、架空の修繕工事である旨の確認を行った。
- ③ 令和6年12月19日に架空の修繕工事等を明記した示談書を、小林市、B社及び元代表取締役の3者で締結し、同日に、B社から示談金329万5,467円（架空の修繕工事16件329万467円、延滞税相当額5,000円）が納入された。

(1)-3 関係書類の確認及び関係職員の聞き取り

- ① 確認された16件の架空の修繕工事の予算執行伺書及び支出命令書一式のうち、保存期間が満了を迎えていない書類について、添付書類及び押印者を確認した。
- ② 書類に押印のあった職員について、元職員Aから渡された書類の気になる点、押印の際に確認した点や元職員Aについて業務上、気になる点はなかったかを確認した。

(2) 架空の修繕工事一覧

賠償の対象となった架空の修繕工事の被害額

(単位：円)

No.	修繕名	架空の修繕工事代金の内訳			市上下水道課 からB社への 振込日
		詐欺 被害額	元職員A	B社	
令和4年度		791,679	672,100	119,579	
1	配水管修繕（岩戸地区）	168,627	110,000	58,627	R4. 6. 28
2	施設修繕（瀬戸ノ口配水池）	240,938	220,000	20,938	R4. 8. 12
3	配水管修繕（川間地区）	223,941	342,100	40,014	R4. 11. 15
4	配水管修繕（大笹地区）	158,173			R4. 11. 15
令和5年度		1,516,998	1,250,425	266,573	
1	配水管修繕（吉村地区）	221,486	181,200	40,286	R5. 6. 29
2	配水管修繕（釘松地区）	175,869	313,200	60,320	R5. 7. 27
3	配水管修繕（佐土瀬地区）	197,651			R5. 7. 27
4	施設修繕（小丸水源地）	167,182	127,700	39,482	R5. 8. 31
5	配水管修繕（柿川内地区）	120,022	88,000	32,022	R5. 9. 21
6	配水管修繕（跡瀬地区）	298,114	285,700	12,414	R5. 10. 19
7	配水管修繕（柿川内地区）	178,371	138,345	40,026	R5. 11. 4
8	配水管修繕（大萩地区）	158,303	116,280	42,023	R6. 2. 22
令和6年度		981,790	736,803	244,987	
1	配水管修繕（本町地区）	297,350	220,000	77,350	R6. 4. 23
2	給水管修繕（住宅）	298,971	298,971	97,357	R6. 5. 21
3	給水管修繕（住宅）	97,357			R6. 5. 21
4	配水管修繕（陣原地区）	288,112	217,832	70,280	R6. 6. 20
合計（令和4～6年度 16件）		3,290,467	2,659,328	631,139	

※工事箇所は、すべて野尻地区

4. 事件の背景・課題等

公判の内容や職員へ聞き取り調査から明らかになった当該事件の背景は、以下のとおりである。

(1) 元職員 A 個人の資質に関するもの

① 金銭感覚

- ・ 元職員 A は、子の学費や遊興費などを賄うための借金があった。

② B 社との癒着

- ・ 元職員 A は、元代表取締役が野尻町管水道工事業協同組合の理事長となつてから関係が近づいた。令和 4 年度には、飲食・ゴルフをともにする関係になった。

③ 倫理観の欠如

- ・ 元職員 A は、主幹又はグループリーダーとして他の職員の手本となるべき立場でありながら、自身が上下水道課のなかでも経験が長く、年長者であるという立場を利用して、金銭を騙し取るため、自らが主導し、業者を巻き込み、グループ員を欺いてまで当該事件を起こすに至った。
- ・ 有印公文書偽造及び同行使に当たっては、実際に工事をした案件と一緒に決裁を回し、緊急の案件であると虚偽の情報を関係者に伝え、決裁権者である上下水道課長や支払担当者を急かすなど、確認の暇を与えないなどの工作をしていた。

(2) 元職員 A が架空修繕工事の発注等を行うに至った経緯

- ① 元職員 A は、令和 4 年度及び令和 5 年度において、野尻水道グループに 1 人しかいない土木技師の職員であり、野尻地区の水道業務の工事や修繕工事の発注を 1 人で実施していた。グループ員の事務職の職員では、工事の詳細までの確認ができなかった。

- ② 野尻地区の緊急な漏水修繕工事については、市は、野尻町管水道工事業協同組合に相談することが慣例となっており、野尻町管水道工事業協同組合の理事長が都度、組合員である業者に割り振っていたが、急な依頼となることから、組合員からその発注を断られることが多かった。

令和 3 年度に、元代表取締役が野尻町管水道工事業協同組合の理事長となつてから、B 社以外の組合員から緊急な漏水修繕工事を断られることも多く、B 社が野尻地区の漏水修繕工事を受けざるを得ない状態が続いた。

この頃から元職員 A と元代表取締役とは、飲食・ゴルフをともにする関係となった。

- ③ ②のような要因から、元職員Aは、B社に事前に見積価格を伝えるなどの便宜を図る関係になった。元職員Aは野尻地区の技師として1人で行動していたため、外出先等で元代表取締役と容易に会うことができた。
- ④ ③の関係性を作ったあと、元職員Aは、自らの私生活における返済が滞ったことから金銭を工面しようと、元代表取締役に上下水道課が野尻地区の市民へ支払う補償金等の支払事務が遅延しているので、立替を頼むという虚偽の名目で、現金を受け取り、その支払いとして、受け取った金額よりも多い架空の見積書の作成を依頼した。
- ⑤ 元代表取締役は、立替であることの真偽を疑いながらも虚偽の請求書の提出に協力し、金銭を得ており、これらの行為が、計16回行われた。

(3) 組織的・制度的背景

本件行為を見抜けなかった背景には、以下のような組織的・制度的な背景があると考えられる。

- ① 市民の重要なライフラインである水道事業における緊急性の高い修繕工事については、市民の生活に関わるものであり、早急な対応が必要となることから、緊急性を優先し、修繕工事が終わった後に予算執行伺書及び随意契約協議書を起案する慣例があった。
- ② 元職員Aが、支払担当職員に支出命令書の作成に係る書類を渡し、事務処理をさせた際に、工事現場の写真の添付がなくても上下水道課長までの決裁が通ったことがあり、これにより元職員Aは、架空の修繕工事の請求が可能であると認識した。
- ③ 元職員Aは、主幹又はグループリーダーであり、かつ、職場内で年長者であるという立場を利用して、工事現場には複数人で行くことや、現場の状況を共有するなどのルールを守らないことがあった。
- ④ 水道工事の支出命令書における検収行為について、上下水道課職員において、支払事務に必要な書類が揃っているかを確認する行為であるという誤った認識があった。
- ⑤ 令和6年度に野尻水道グループが本庁の上下水道グループに統合した後も、野尻地区の修繕工事については、他の技師が野尻地区内の地理や業者に詳しくないことを理由に、元職員Aが1人で対応していた。本来であれば、工事現場には技師が複数名（2人以上）で行くところを、他の上下水道課の技師の間では、野尻地区のことについては経験の長い元職員Aが1人で大丈夫だろうという思い込みがあった。

(4) 本件における課題まとめ

(4)-1 人事・組織面

- ① 元職員Aは、令和元年度から上下水道課野尻水道グループに配置され、主幹として緊急の修繕工事の業者選定の権限があったとともに、グループ内に土木技師の職員が元職員A 1 人のみ、かつ、管理職が本庁に在勤している状況にあったことから、30 万円未満の少額随意契約について、監督員と検査員を兼務できる状態であった。
- ② 元職員Aは、令和4年度に、自分より年下である元代表取締役が野尻町管水道工事業協同組合の理事長に就任した頃から緊急の修繕工事の依頼等で関係が近づき、お互いの趣味であるゴルフに一緒に行ったり、飲食をともにするような関係となり、小林市職員倫理規定に違反する状態であったが、他の職員は、そのような状態にあることに気付くことがなかった。

(4)-2 契約事務

- ① 元職員Aは、土木技師としての長い職歴から契約事務を熟知していた。
また、元職員Aは、当時の上下水道経営グループにおいて、修繕工事の際に、検査調書の作成を省略し、誤った認識による検収をもって支払事務を行っていたことを利用して、現場を確認することが困難な事務職員を欺き、支払をさせていた。
※**検収**とは物件の買入れその他の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について実物に照らして確認すること。
※**検査**とは、工事又は製造の請負契約について、その工事又は給付が完了したときは、契約書、設計書、仕様書その他の関係書類に基づき、当該工事又は給付の内容について、実物に照らして確認すること。
- ② 令和6年度から、上下水道課野尻水道グループを廃止し、同グループを本庁の上下水道課上水道工務グループに統合したが、統合による業務移行時期として、従来どおり、元職員Aが野尻地区の担当となり、野尻地区の現場に1人で行く場合があることについて上下水道課長から複数名で行くよう指示するなどの行為はなかった。
- ③ 緊急性の高い修繕工事は急な依頼となることから、業者が敬遠したがる仕事であるという認識が上下水道課職員にあり、野尻町管水道工事業協同組合の理事長となった元代表取締役が、その立場から緊急性の高い修繕工事を請け負ってくれているものと思い込み、上下水道課職員の誰もがB社に多く発注されていることに疑問を持たなかった。

- ④ 30万円未満の修繕料については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）や小林市財務規則（平成18年小林市規則第64号）により、迅速な事務手続きのため、各種手続きを省略することができるが、今回の事件は、30万円未満の少額随意契約の手続きを利用した犯罪であった。

小林市財務規則 抜粋

第5節 契約の締結

（契約書の省略及び請書）

第112条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略し、前条第2項に規定する事項を誠実に履行する旨を記載した請書を提出させることができる。

- (1) 契約金額が50万円未満の契約をしようとするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物件を売り払う場合において買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。
- (4) 市長が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 次に掲げるものについては、前条及び前項の規定にかかわらず、契約書の作成及び請書の提出を省略することができる。

- (1) 物件の購入又は修繕で1件の金額が30万円未満のもの
- (2) 1件の金額が30万円未満の物件の売却で買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。

第6節 契約の履行

（監督）

第119条 契約担当者及び契約担当者から監督を命ぜられた職員又は契約担当者から監督の委託を受けた者（以下「監督員」という。）は、工事又は製造の請負契約の履行について立ち会い、工程の管理、履行の途中における工事、製造に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

2 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにしなければならない。

（検査）

第120条 契約担当者及び契約担当者から検査を命ぜられた職員又は契約担当者から検査の委託を受けた者（以下「検査員」という。）は、工事又は製造の請負契約について、その工事又は給付が完了したときは、契約書、設計書、仕様書その他の関係書類に基づき、当該工事又は給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査員は、物件の買入れその他の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検収を行わなければならない。

3 検査員は、前2項の規定による検査又は検収の実施に当たっては、契約の相手方又はその代理人を立ち合わせなければならない。

4 検査員は、第1項又は第2項の規定による検査又は検収をしたときは、検査調書又は検収調書を作成しなければならない。この場合において、その工事又は給付の内容が契約に適合しないと認められるときは、その旨及びこれに対する措置についての意見を付さなければならない。

5 検査員は、前項の規定にかかわらず、第2項の規定による検収については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うことで、これに代えることができる。

- (1) 契約金額が 30 万円以上のもの 支出命令書又は兼支出命令書の余白にその検収年月日を記入し、署名押印
- (2) 契約金額が 30 万円未満のもの 支出命令書又は兼支出命令書の余白にその検収年月日を記入し、押印

6 検査員の職務は、やむを得ない場合を除き、監督員の職務を兼ねることができない。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第 121 条 契約担当者は、令第 167 条の 15 第 4 項の規定により、市長が市の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書類を作成しなければならない。

5. 再発防止に向けた取り組み

元職員 A の逮捕、起訴を受けて、早急に対策を実施すべく次の改善策を講じている。

(1) 上下水道課における取組

(1)-1 現状調査

① 上水道工務グループ職員の面談実施

上水道工務グループの職員全員に対し面談を実施し、当該職員自身が事件に関与していないか、不審に思ったことはなかったかなど聞き取りを行った。

② 内部調査の実施

元職員 A の上下水道課在籍期間中の令和元年度から令和 6 年 6 月までに野尻地区の水道事業者 7 社が受注した水道関係の委託業務、工事及び修繕工事を対象として、内部調査を実施した。

(1)-2 検収・検査行為の見直し

① 修繕工事における検査調書作成

(問題点) 上水道工務グループ(旧野尻上下水道グループを含む。)において、30 万円未満の修繕工事について、小林市財務規則の規定に基づき検査調書の作成を省略している場合もあった。

(見直し後) 修繕工事については、検査調書を作成し、写真や位置図等を添付の上課長決裁を受けることとした。

② 野尻地区の監督員と検査員の分離等

(問題点) 令和 4 年度、令和 5 年度は、野尻庁舎に野尻水道グループに土木技師の職員が 1 人であったことや管理職が本庁に在勤していたこともあり、監督員と検査員が兼任できる状態であり、令

和 6 年度も野尻地区の修繕工事については、兼任の状況が継続していた。

（見直し後）野尻地区の修繕工事についても監督員と検査員は分離することとし、修繕工事等の現場にも複数人で確認に行くこととした。

(1)-3 業務情報の共有

① 野尻地区の勤務時間外当番の見直し

（問題点） 野尻地区の勤務時間外（土日祝日その他の閉庁日を含む。）の当番について、元職員 A が 1 人で担当し、専用の公用携帯電話を常時所持していた。

（見直し後）小林市全域の当番制に見直し、専用の公用携帯電話を廃止し、課の土木技師の職員で公用携帯電話を共用し、受電することとした。

② 野尻地区の漏水等情報の共有

（問題点） 野尻地区の漏水等の緊急な対応が必要な修繕工事等については、元職員 A からの情報共有がなされていなかった。

（見直し後）野尻地区においても、小林地区・須木地区と同様の台帳を整備し、正担当職員以外の職員でも書面で漏水等の情報を共有することとした。

(2) 全庁的な取組

(2)-1 緊急的な措置

① 市職員としての基本的な事項の徹底を再度全職員へ通知（総務課）

職員逮捕後、緊急の部課長連絡会議を開催し、小林市職員服務規程（平成 18 年小林市訓令第 17 号。以下「服務規程」という。）の再確認、業務の関係法令の確認、上司への報告連絡相談の徹底、利害関係者との会食、贈答品の受領禁止等の市職員としての基本的な事項について、市長から全部課長へ口頭で直接伝え、課長から全職員へ改めて口頭で直接伝えた。

② 職員アンケートの実施（総務課）

全職員に対し、自己の服務規程の遵守、業務上での気になる点がないかを確認するためにアンケートを実施した。報告のあったもののうち、対応が必要と思われる案件については、個別に聞き取りを実施し、対処した。また、不正に関する公益通報窓口について、改めて全職員に周知した。

(2)-2 コンプライアンスの徹底

① 職員倫理規程の周知（総務課）

職務上や私生活における利害関係者との間での禁止行為や報告について定めた「小林市職員倫理規程」について、具体的事例をもとに倫理的な行動基準を示した「小林市職員倫理規程の手引き」を作成し、全職員に配付した。

② 職員規律研修の実施（総務課）

地方公務員法をもとに職員が求められるサービスの根本基準を示した「小林市職員サービスハンドブック」及び利害関係者との禁止行為等を示した「小林市職員倫理規程の手引き」を教本として、会計年度任用職員を含む全職員を対象に、サービスの原則、遵守すべき具体的な行動について研修を実施した。

③ 専門職を対象としたコンプライアンス研修の実施（総務課）

専門知識や経験をもとに業務に当たる全専門職員を対象に、高い倫理観の保持やコンプライアンスを徹底することで事故や不正を未然に防ぐことを再度確認することを目的として研修を実施した。

④ 懲戒処分基準の職員への通知（総務課）

市民の不信を払拭し、市政への信頼を保持していくために、全職員に対し、懲戒処分基準を改めて周知し、職員に一層の意識喚起を促すこととした。

⑤ コンプライアンス推進月間の実施（総務課）

これまでも毎年12月には綱紀粛正について通知していたが、コンプライアンス意識の更なる徹底を図るため、12月をコンプライアンス推進月間と設定し、小林市職員倫理規程を改めて周知することとした。

(2)-3 人事・組織マネジメントの強化

① 課内マネジメントの強化（企画政策課）

各課マネジメントチーム会議における業務チェックにおいて、業務の不適正による具体的なリスクを示し、チェック機能の強化を図った。

② 同一部署への長期在職の弊害を意識した適切な人事配置（総務課）

同一部署への長期在職は、業務に精通することで効率性が高まる一方で、人材育成の機会の喪失、関係業者との親密な関係から非違行為につながる危険があるため、同一部署への長期在職の弊害を意識した人員配置を行うこととした。

(2)-4 契約事務に係るチェックの強化

① 30 万円未満の少額随意契約における理由の確認（各課）

各課長の決裁において、見積もり徴収の適正性、予定価格の算出根拠、契約内容の妥当性を検証することとした。

② 検収と検査の確実な確認

請負金額によっては検査調書が省略できるが、契約書の有無にかかわらず、市が発注した案件については全てにおいて、課長が検収、検査の報告を確実に確認することとした。

6.おわりに

本事件の背景として、元職員Aの公務員倫理の欠如など、職員個人の資質に関わる部分が大きいとはいえ、事件の発生を防ぐことができなかった組織全体の課題も明らかになりました。

今回、明らかになった課題に関しては早急に改善を行い、再発防止の具体策を講じましたが、いかに制度面等の改善を図ろうとも、その制度を運用する職員に公務員としての高い倫理観やコンプライアンスを徹底する姿勢が伴わなければ、意味をなしません。二度とこのような事件を起こさないために、本報告の「5. 再発防止に向けた取り組み」に掲げる各事項を実行・推進し、確実に不正ができない環境を職員一丸となって築き上げていかなければいけません。

そのために、管理職を中心とした組織のマネジメントをより強固なものとし、組織内でのコミュニケーションをさらに円滑にしていくことが重要です。

職員一人ひとりが、今回の事件を組織全体の問題として捉えると同時に、自分事として捉え、改めて公務員として果たすべき役割と責任を見つめ直し、高い倫理観をもって自らの職務に邁進し、市政を円滑に運営するため、市民の皆さまからの信頼を高めなければならないことを改めて確認してこの報告書のまとめとします。